

やさしい年金 14-136

ねんきん 希望を乗せて(3)

●かつて暦は3月が1年の始まりだった

令和6年元日の能登半島地震からはや二か月が経過し、ことしも3月になりました。被災された方々のお気持ちに寄り添いながら、1日でも早く普段の生活に戻られることを祈念申し上げます。

●では、公的年金で「3」といえば？

公的年金に加入している方のうち、厚生年金保険の被保険者(会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者)に扶養されている年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者は、自らが厚生年金保険の被保険者でない限りにおいて国民年金の第3号被保険者となります。

ひと言でこの第3号被保険者の特徴を表すならば、国民年金保険料を支払う必要がないことです。なぜなら第3号被保険者の国民年金保険料は、第2号被保険者である配偶者が加入している厚生年金保険や共済年金の制度会計から「拠出金」という形で支払われているためなのです。

●いわゆる「年収の壁」対策で課題浮上

最近何かと目にする「年収の壁」とは、税金や社会保険料がかからないように、年収を抑えようと意識される金額のボーダーラインのことです。年収が一定の金額を超えると、税金や社会保険料がかかり、給与から天引きされるので手取り額が減ったりする場合があります。つまり、働く意思または能力ならびにその時間がある方でも、手取り額減少を回避する目的で就業調整する方がいらっしやいます。その収入基準(年収換算で106万円や130万円など)がいわゆる「年収の壁」と呼ばれているのです。国民年金第3号被保険者の制度もこうした年収の壁対策として、今後どのようにしていくかについて議論されることが予想されます。



●時代の変化とともに

ライフスタイルの様子も第3号被保険者制度の創設当時(昭和61年)とは大幅に変わり、専業主婦世帯が大幅に減少する一方、夫婦で共働き世帯が増加して、それぞれが社会保険料を負担しています。また、自営業者や単身世帯はそもそも第3号被保険者のような恩恵は受けられないことので不公平感もあります。少子化の人口減少社会の中で、性別を問わず、また結婚をしているか否かも関係なく、皆が働いて活躍し年金制度の根幹である世代間扶養の維持をしていかなければなりません。社会的背景が大きく変容していく中で、今後は大幅な見直し議論が必要になることでしょう。

●別れは突然に

平成24年(2012年)以来、11年に亘り「やさしい年金」コラムを担当していました。ご愛読いただきましたことに深くお礼申し上げます。そろそろワタシのカラータイマーの赤色点滅が消えそうです。M78星雲、光の国に帰ります。ウルトラマンの宿命で長くは地球上にいられません。エネルギーがまだ残っているうちにM78星雲、光の国に帰ります。でも皆さま、安心してください。ちゃんといます。来月号よりフレッシュな記事執筆者が新たに登場しますよ。どうぞご期待願います。

(ウルトラマン ゆたか)

こんにちは !!

みなくさ社労士・FP事務所 050-7116-8551
 社労士事務所 HONEST 06-6910-8317
 多賀 貴志社会保険労務士事務所 0749-27-3993
 西岡社会保険労務士事務所 0749-55-0963
 社会保険労務士中山貴之事務所 0749-59-5626
 野村社会保険労務士事務所 0749-62-2684
 前田直樹社会保険労務士事務所 0749-74-0347
 橋本将詞社会保険労務士事務所 075-755-0157
 大隈社会保険労務士事務所 0770-56-2778
 アール・オフィス松尾 077-514-2570
 タマキ社労士事務所 077-563-7095
 コンフィアンス社会保険労務士事務所 077-575-1115
 鈴木社労士事務所 077-583-9490



みなくさ社労士・FP事務所

特定社会保険労務士
 ファイナンシャルプランナー(GFP)

谷口 暢生

〒525-0047 滋賀県草津市追分3-23-18
 サンクリエート追分208
 TEL 050-7116-8551 FAX 050-3588-4512
 E-mail: n-taniguchi@minakusa-srpf.com
 https://minakusa-srpf.com/

コンテンツ

労働条件通知書

1面
 保険料率・年金額等
 が変更されます。

2面

「人」の定着
 に向けて

3面

やさしい年金

4面



第1 なぎさ公園

撮影 びわこの狸

労働条件通知書

令和6年1月号でも紹介いたしましたが、令和6年4月より、「労働基準法施行規則」「有期労働規約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、労働条件の明示事項が追加され、また、明示のタイミングも定められることとなりました。

1) 就業場所・業務の「変更の範囲」の明示(全ての労働者が対象)

これまで、雇入れや労働契約更新の際にその時点での「就業の場所・業務」を明示していましたが、今回の改正で、入社後変更のある可能性がある場所や業務も記載することとなりました。

採用時に、就業の場所や業務が限定されている場合は、その内容を記載することになりますが、就業場所や業務を限定していない場合は、

- 「(変更の範囲) 会社の定める支店・営業所」
- 「(変更の範囲) 会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む)」
- 「(変更の範囲) 会社の定める業務」
- 「(変更の範囲) 全ての業務への配置転換あり」

などのように記載することが考えられます。また、就業規則で詳細を定めることも可能です。

2) 労働契約の更新上限に関する事項(有期契約労働者が対象)

パートタイマーなど契約期間を定めて従業員を雇用する場合は、雇入れ時及び契約更新時に、契約更新の上限の有無、そして、契約更新の上限がある場合は、「契約期間は通算〇年を上限とする」「契約の更新回数は〇回までとする」などを記載することが必要となりました。

また、契約期間の上限を新たに定める場合や、上限の期間を短縮しようとする場合は、あらかじめ、その理由を従業員に説明することも必要とされました。

3) 有期契約労働者の無期転換に関する事項

(無期転換申込権が発生する有期契約労働者が対象)

「有期契約労働者の無期転換」とは、原則として同一企業で通算5年を超える有期契約労働者が、契約期間の定めのない「無期契約」に転換を申込みことができる制度ですが、今回の改正により、「無期転換申込権」が発生する労働契約を更新する場合は、その雇用契約の初日から終了する日までに、無期転換を申込みことができる事、無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要となります。

年度末で、何かとご多用とは存じますが、早めのご準備をお願いいたします

(タマキ)



保険料率・年金額等が変更されます。

★協会けんぽの健康保険料率の変更

協会けんぽの健康保険料率が3月分(4月納付分)より変更となります。

	令和6年2月まで	令和6年3月から
滋賀県	9.73%	9.89%
京都府	10.09%	10.13%
大阪府	10.29%	10.34%
福井県	9.91%	10.07%
兵庫県	10.17%	10.18%
奈良県	10.14%	10.22%
和歌山県	9.94%	10.00%
岐阜県	9.80%	9.91%

全国で、保険料率が上がったのが、大阪府や愛知県等24府県、下がったのが、東京都や福岡県等22都道県、変わらないのは神奈川県1県となります。

★介護保険料率の変更

令和6年2月までの1.82%→令和6年3月分から**1.60%**に変更となります。

多くの事業所では4月時の給与から保険料率が変更となりますのでご注意ください。

なお、子ども・子育て拠出金率0.36% 任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限300,000円については変更ありません。

★年金額等の変更

令和6年度の年金額は前年度から**2.7%**の引き上げとなります。

・国民年金保険料額

(月額) 16,520円(令和5年度)→16,980円(令和6年度)→17,510円(令和7年度)

・老齢基礎年金満額 障害基礎年金2級

昭和31年4月2日以降生れの方(月額) 66,250円→**68,000円**

昭和31年4月1日以前生れの方(月額) 66,050円→**67,808円**

・在職老齢年金支給停止調整額

480,000円→**500,000円**

年金額等の変更は4月分からですので、6月受給分からの変更となります。

詳しくは担当社労士にご相談ください。



(ごろー)

「人」の定着に向けて・・・ Vol 95

上杉家の家訓

- 一、心に物なき時は心広く体泰なり
- 一、心に我儘なき時は愛敬失わず
- 一、心に欲なき時は義理を行う
- 一、心に私なき時は疑うことなし
- 一、心に驕りなき時は人を教う
- 一、心に誤りなき時は人を畏れず
- 一、心に邪見なき時は人を育つる
- 一、心に貪りなき時は人に諂うことなし
- 一、心に怒りなき時は言葉柔らかなり
- 一、心に堪忍ある時は事を調う
- 一、心に曇りなき時は心静かなり
- 一、心に勇みある時は悔やむことなし
- 一、心賤しからざる時は願ひ好まず
- 一、心に孝行ある時は忠節厚し
- 一、心に自慢なき時は人の善を知り
- 一、心に迷いなき時は人を咎めず

今回から数回は、少しこれまでと形を変えて、戦国大名の家訓を紹介したいと存じます。

広辞苑によると「家訓」とは、「家父・家長が子孫や家臣に与えた訓戒」とされ、「訓戒」とは、「教え、さとし、いましめること」とされています。現代では、家訓がある家というのは少ないかも知れませんが、社訓を作られている会社は沢山ございます。ちなみに、社訓とは広辞苑では

「その会社で働く社員の指針として定めた
理念や心構え」

とされており、我が社で働くにあたっての心構えなどは従業員の人数にかかわらず、あったほうがいいのではないかと個人的には考えます。

さて、最初に紹介する家訓の戦国大名は「上杉 謙信」です。

上杉 謙信の家訓は「宝在心」と呼ばれ、その石碑は山形県の上杉神社にあります。十六か条からなり、すべて「心」から始まる場所が特徴的で、宝は心にあるということのようです。

上杉 謙信は「義」の心を掲げた武将といわれています。以前に武士道のところで説明したように「義」とは、武士において最も重んじられる徳目であり、武士にとっての最高の名誉とされてきました。そのように考えるとこの「宝在心」、上杉家の家訓というよりも、武士としての指針と読めなくともありません。

「物欲なければ心はゆったりとしている」や「間違った見方でなければ、人は従ってくる」「忍耐すれば何事も成就する」など、今でもどこか沁みる言葉だと思うのは私だけではないはずです。この十六条から皆さんがどのように感じられるか、人それぞれでしょうが、個人的には、「私利私欲を捨てることで、武士として穏やかな心をもって過ごすことができる」と見ました。皆さんはどのように感じられましたでしょうか。

(しょうし)

